

国立大学法人筑波技術大学研究インテグリティの確保に関する規程

〔令和6年6月26日
規程 第62号〕

最終改正 令和7年12月23日規程第55号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化及びオープン化に伴う新たなリスクに対して確保が求められる研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究インテグリティ・マネジメント 研究インテグリティを確保するために本学として行う、研究インテグリティを脅かす懸念のある情報の管理及び当該情報に基づく組織的なマネジメントをいう。
- (3) 研究者 教員、学生その他本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(研究インテグリティ・マネジメントの対象)

第3条 研究インテグリティ・マネジメントは、これまで本学が進めてきた利益相反マネジメント、輸出管理、研究不正行為防止の取組、外部資金の適正な執行・情報管理体制、兼業許可、その他法令遵守の体制整備状況を踏まえつつ、研究の国際化やオープン化により新たに生じるリスクに対応するために必要な研究者自身及び研究活動の情報と諸手続きを対象とする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本学及び研究資金配分機関等に対し次に定める情報を開示しなければならない。

- (1) 職歴及び研究経歴の情報
- (2) すべての所属組織及び役職（兼業、海外の人材登用プログラムへの参加及び雇用契約のない名誉教授等を含む。）の情報
- (3) 外国の研究機関等から供与された研究費、報酬及び物品その他支援内容の情報
- (4) 外国の研究機関等との連携又は契約における所属機関及び参加者の情報
- (5) 外国の研究機関等との連携又は契約で定めている研究テーマの変更情報
- (6) 外国ユーザーリストに掲載されている国又は地域に長期間渡航する情報
- (7) その他本学及び研究資金配分機関等が定める情報

2 前項第3号から第5号に掲げる連携は、書面を交わさないもの並びに報酬及び物品の提供のないものも含むものとする。

(最高管理責任者)

第5条 研究インテグリティの確保に関し、本学全体を統括する権限と責任を有する者として、最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究インテグリティを確保するための運営及び管理を行えるよう適切な措置を講じるものとする。

(統括管理責任者)

第6条 本学に、研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、学長が指名する者をもって充てる。

3 統括管理責任者は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第22条第1項に規定する学術・研究委員会の議を経て、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに係る規程等の制定及び改廃
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修
- (5) その他本学の研究インテグリティ・マネジメントに関する重要事項

(相談窓口)

第7条 本学に、研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、大学戦略課の職員をもって充てる。

3 前項の担当者は、第1項の相談等を受け付けた場合は、統括管理責任者に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年12月23日から施行し、同年4月1日から適用する。